

仕 様 書

1 件名

平成 29 年度ニューヨーク市との相互観光 P R に伴う運營業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

東京の友好都市であるアメリカ合衆国・ニューヨーク市はアメリカの中でも有数の観光市場でありかつトレンドの発信地としても有力な都市である。ニューヨーク市からより多くの旅行者を獲得していくためには、東京としてより一層強い観光の魅力の発信が必要である。

そこで、ニューヨーク市から提供された広告媒体を活用し、現地市民及び現地を訪れた観光客に対して、東京の観光の魅力を P R する広告を掲出することで、訪都旅行者の増加を図る。また、東京において、ニューヨーク市に都内の広告媒体を提供し、ニューヨーク市の観光の魅力を P R する広告を掲出することで、ニューヨーク市への旅行者の増加を図る。このように、各都市の一般市民及び現地を訪れた外国人観光客に対して相互に観光 P R を実施し、効果的・効率的に両都市の認知度向上、旅行者誘致を図る。

4 委託内容

(1) 全般について

ア 受託者は、東京・ニューヨーク両都市の相互 P R のため次の事業を実施すること。

(ア) ニューヨーク市内における東京の広告掲出

(イ) 東京都内におけるニューヨーク市の広告掲出

(ウ) 相互の広告掲出に関する調整業務

(エ) プレスイベントの準備・運営

(オ) (ア) (イ) (ウ) (エ) に関する報告

イ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）の承認を得ること。

ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。

エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し TCVB に提出すること。

オ 受託者は、本事業の目的に基づきニューヨーク市の一般市民に対して、旅行目的地としての東京の魅力が的確に伝わるよう事業を遅滞なく実施すること。

カ 実施にあたっては、事前に両都市の広告媒体及び広告掲出施設について掲出場所、広告のサイズ、数量、掲出方法等の広告掲出に必要な項目を確認したうえで行うこと。

キ 相互の観光 P R を円滑に行うため、東京都交通局、ニューヨーク市およびニューヨーク市が提供する広告媒体及び広告掲出施設等の関係者と連絡調整を行うこと。

ク 東京都はニューヨークにおいて、旅行者誘致のセールス拠点として東京観光レップを設置している。受託者は必要に応じて東京観光レップと情報共有を行うこと。

ケ 東京のブランディング戦略の観点から、東京都が指定するアイコンを使用し、クリエイティブディレクターが全体に渡って監修・確認を行う。受託者はクリエイ

ティブディレクターと連携し進めること。

(2) ニューヨーク市内における東京の広告掲出

ア 広告素材の入稿

(ア) 受託後、ニューヨーク市が提供する広告媒体への掲出用として TCVB より提供する画像等の広告素材を、ニューヨーク市に入稿すること。その際、必要に応じて、ニューヨーク市が提供する広告媒体に合わせてレイアウトやリサイズ等の調整を行うこと。なお、広告の印刷・掲出作業はニューヨーク市が行うが、スケジュール確認、校正確認、現地での掲出確認等は受託者が行うものとする。また、広告の印刷・掲出作業及びそれに伴う費用、広告媒体の購入費用は、ニューヨーク市が負担する。

(イ) ニューヨーク市が提供する広告媒体及び掲出期間は、下記を想定している。なお、ニューヨーク市へは 2017 年 10 月 13 日（金）までにデータ等を入稿すること。

①掲出時期(予定)：2017 年 11 月 20 日(月)～12 月 17 日(日) 4 週間

②掲出媒体(予定)：

・バスシェルター広告

(トップポスターサイズ：47.25 インチ × 10.25 インチ、
メインポスターサイズ：47.25 インチ × 68.40 インチ、面数：50 面)

・観光案内用デジタルサイネージ広告 (Link NYC) (250 面)

(サイズ：27 インチ × 47.5 インチ、素材：静止画、面数：250 面)

イ 入稿データ確認

入稿前に TCVB に内容確認を行い、その承認を受けた上で入稿作業を行うこと。なお、入稿した最終広告データは PDF で提出すること。

ウ 掲出確認

広告媒体及び広告掲出施設において、受託者はニューヨーク市が行う広告掲出の確認を行うこと。また、期間中にパネルなどの広告の破損・汚損等があった場合は、速やかにニューヨーク市に報告し修復対応を依頼すること。

(3) 東京都内におけるニューヨーク市の広告掲出

ア 広告媒体の購入

(ア) 受託後、TCVB が指定するニューヨーク市提供用の広告媒体を購入すること。なお、広告媒体は確保済みである。

(イ) ニューヨーク市に提供する東京都内の広告媒体及び掲出期間は以下のとおりである。

期間：2017 年 11 月 13 日(月)～11 月 26 日(日) 2 週間

掲出媒体：

・都営地下鉄中づりポスター

(路線名：大江戸線、新宿線、浅草線、三田線、サイズ：B3、枚数：1320 枚)

・都営地下鉄駅貼りポスター

(路線名：新橋駅、日比谷駅、六本木駅、サイズ：B0、枚数：24 枚 (各駅 8 枚))

・都営バス等の停留所広告 (シティスケープ)

(掲出場所：1 ネットワーク 63 箇所、サイズ：1,750mm×1,185mm)

イ 広告素材の入稿

受託後、上記広告媒体の掲出用としてニューヨーク市が提供する広告素材を、媒体の仕様に合わせて、レイアウトやリサイズ等の調整、指定の記録媒体への収録及び広告の印刷等を行い、媒体社へ入稿すること。

ウ 広告料金の支払い

受託者は別途提供する上記媒体の広告料を各事業者へ支払うこと。なお、契約金額には各事業者への支払い費用が含まれるものとする。

(4) 広告掲出に関する調整業務

事業の実施にあたっては東京都交通局及び国内媒体社、ニューヨーク市およびニューヨーク市が提供する広告媒体及び広告掲出施設等の関係者、東京観光レップ等と連絡・調整を行うこと。

(5) プレスイベントの準備・運営

ア 東京都とニューヨーク市では、両都市の相互PRに関するプレスイベントの実施を予定している。実施にあたり、下記の業務を行うこと。

(ア) 開催日：平成 29 年 11 月 10 日(金) 11 時～12 時 (予定)

(イ) 会場：都庁内

(ウ) 出席者・規模：国内外のメディア・その他関係者等 (80～100名程度)

(エ) 内容：

- ・東京都及びニューヨーク市の観光PR (プレゼン形式・各10分)
 - ・協定書の締結式
 - ・パネルディスカッション (パネリスト2名、モデレーター1名・30分)
- ※パネルディスカッションの登壇者は手配済み

イ イベント実施案の作成

受託後、TCVB と協議の上、速やかにイベントの開催プログラムや進行台本等の案を作成し、TCVB に提出すること。

ウ 司会者の手配

イベントの進行役として司会者を手配すること。

エ 物品や装飾の手配・作成

イベントで使用する協定書等の物品の手配やバックパネル等の会場装飾の作成を行うこと。

オ メディアの集客

国内のメディア30名程度の集客を目途とし、効果的なPRを行うこと。

カ 日英通訳の手配

日英通訳の手配を行うこと。通訳の選定に当たっては以下の要件を満たすものとする。

(ア) 業務内容

イベント全体を通して、日本語・英語で同時通訳を行うこと。

(イ) 通訳を担当する者は、国際会議等における同時通訳の実務経験年数が10年以上であること。

(ウ) TOEFLiBt100点又はTOEIC950点程度を確保するレベルであること。

(エ) わかりやすく明瞭な日本語で通訳できること。

(オ) 観光産業の振興に関する専門用語やマーケティングについて十分な知識を有し、円滑な通訳業務を行った実績があること。また、観光関係の通訳経験、知識があること。

(エ) 都（東京観光財団を含む）または国の事業に係る通訳業務を行った実績があること。

(オ) 同時通訳ブースにの設営にあたっては、都と十分に協議のうえ、前日に設置し、当日の円滑な運用に向けて作業の点検等を済ませておくこと。

キ 議事録の作成

イベント全体の議事録を作成を行うこと。なお、通訳を行った部分については、日本語への翻訳を行い、英語・日本語の両方を記載すること。

ク その他

その他、会場の設営や当日のイベント運営について、主体となって運営を行うこと。

(6) 実施報告

両都市で掲出したすべての広告やプレスイベントについて、履行確認用の写真を撮影すること。また、両都市におけるすべての広告掲出やプレスイベントの実施結果について、上記写真を含めて報告書にまとめ、TCVB へ提出すること。

5 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。

(1) 業務完了届

別紙1参照のこと。

(2) 実施報告書（4部）

A4 版縦、横書きカラー、MS ワード

※目次、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。

※エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。

6 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

7 作成物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記 (1) (2) (3) (4) の規定は、「7 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 個人情報の保護

別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、TCVB と別途協議の上、処理すること。